あなたの暮らしのパートナー ぶぎん税務相談室

第62回 **財産債務調書の提出基準について**

Q

富裕層を対象とする「財産債務調書」の提出基準が改正されたといわれていますが、改正された内容を教えてください。

ぶぎん地域経済研究所 顧問税理士
杉山 秀夫（関東信越税理士会大宮支部）
大井賀津子（関東信越税理士会川越支部）

A

今月は、財産債務調書についてのご質問ですね。 平成27年に創設された①財産債務調書の提出（以下「財産債務調書制度」といいます。）は、同時に創設された②「国外転出時課税制度」と平成24年に創設された③「国外財産調書の提出」（以下「国外財産調書制」といいます。）と相互に関連がありますので、併せてご紹介します。

制度創設の経緯等

昭和25年度の税制改正において、富裕層に対する適正な所得課税を意識し、一定の要件を満たす人に「財産及び債務の明細書」の提出が義務付けられました。その後、数次の改変を経て、国外財産に係る所得や相続財産の申告漏れを防止するため平成24年度の税制改正により「国外財産調書制度」が創設されました。

さらに、平成27年度の税制改正により株式等の国外持ち出しによる課税漏れを防止するために「国外転出時課税制度」が創設されました。また、これに伴いペナルティがないために記載漏れ、虚偽記載、不提出が多く制度の趣旨が十分に達成されなかった「財産及び債務の明細書」が「財産債務調書」に改められました。

国外転出時課税制度

1. 概要

国外転出時課税制度とは、次の⑴と⑵の総称で、その合計額が1億円以上の下記2の「対象資産」に掲げる資産を所有等している一定の居住者（以下「対象者」といいます。）が、次の⑴又は⑵に該当する場合は、対象者が対象資産を譲渡等したとみなして、その含み益に対して所得税が課税される制度です。

⑴国外転出時課税制度

対象者が国外転出をする場合

⑵国外転出（贈与・相続）時課税制度

①対象者が国外に居住する親族等（非居住者）へ対象資産の全部又は一部を贈与する場合

②対象者からの相続又は遺贈により国外に居住する相続人等（非居住者）が対象資産の全部又は一部を取得する場合

2. 対象資産

国外転出時課税制度の対象資産は次のとおりです。

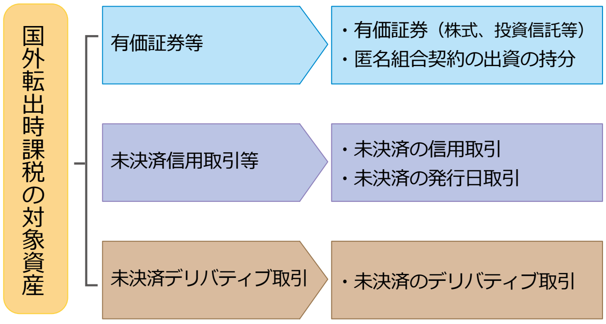

財産債務調書制度・国外財産調書制度

財産債務調書制度・国外財産調書制度の概要は次のとおりです。

なお、令和5年度の改正点はアンダーライン部分です。

区分	財産債務調書制度	国外財産調書制度
提出する書類	財産債務調書、財産債務調書合計表	国外財産調書、国外財産調書合計表
提出する必要がある方	次のいずれかに該当する方 1. 所得税等の提出義務のある方又は一定の所得税の還付申告書を提出できる方で、①その年分の各種所得の金額（退職所得を除く）の合計額が 2,000 万円を超え、かつ、②財産の合計額が 3 億円以上の財産を有する方又は、国外転出時課税制度の対象資産の合計額が 1 億円以上の方 **2. 居住者で、その年の 12 月 31 日において有する財産の合計額が 10 億円以上の方（新設）**	居住者の方で、その年 12 月 31 日において有する国外財産の合計額が 5,000 万円超の方
財産の価額	その年の 12 月 31 日における「時価」又は「見積価額」	その年の 12 月 31 日における「時価」又は「見積価額」 邦貨換算は同日の「外国為替の売買相場」
記載事項	住所（又は居所）、氏名、マイナンバー、財産の種類・数量・価額・所在、債務	住所（又は居所）、氏名、マイナンバー、国外財産の種類・数量・価額・所在
提出期限、提出先	期　限：**提出年分の翌年 6 月 30 日まで** （改正前は翌年 3 月 15 日まで） 提出先：提出する方の所轄税務署	左に同じ
両調書の関係	国外財産調書に記載した財産に係る記載事項は価額のみ	
過少申告加算税等の特例	1. 期限内に提出した場合 記載のある財産・債務に関して所得税等・相続税の申告漏れがあったときは、その財産等に係る過少申告加算税・無申告加算税（以下「加算税」といいます。）が 5 %軽減 2. 期限内に提出がない場合等 期限内に提出がない場合及び記載すべき財産・債務の記載がない場合は、記載のない（未提出を含む。）財産・債務に関して所得税等の加算税が 5 %加重	1. 期限内に提出した場合 左に同じ 2. 期限内に提出がない場合等 左に同じ 3. 税務調査で提示等を求められた国外財産に関する書類を指定された日までに提示等しなかった場合 上記 1 ：適用無 上記 2：10% 加重 4. 虚偽記載をし提出した場合又は正当な理由なく期限までに未提出の場合 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金有

▶さらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁 HP をご覧になるか、武蔵野銀行の各支店の窓口・　ぶぎん地域経済研究所までお問合せください。